2026年11月25日

各　位

会 社 名　　梅乃宿酒造株式会社
代表者名　　代表取締役社長　吉田　佳代
（コード：559A、東証スタンダード市場）
問合せ先　　取締役経営管理本部長　浦　正和
（TEL. 0745-69-2121）

株式の売出し及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2026年11月25日開催の取締役会において、以下のとおり、当社株式の売出し（以下「本売出し」という。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。また、本売出しに関連して、当社の主要株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

当社は、「新しい酒文化を創造する」をパーパス（目的）として、酒類の製造及び国内外での販売等の事業を行っております。

当社は、創業者が吉田熊太郎商店として事業を開始した1893年３月より日本酒の製造販売を行っております。当社は、地酒蔵として大和の地酒づくりというアイデンティティを守りながらも、酒類等製造免許の規制緩和を機に2001年より日本酒蔵としては先駆的に梅酒（日本酒リキュール）の製造販売に進出するなどし、飲酒カテゴリーの多様化といったマーケットの変化に柔軟に対応しつつ、日本酒の可能性を広げる取り組みを続けてまいりました。

現在は、伝統の日本酒造りを軸としつつ、果実をふんだんに使用した「あらごしシリーズ」をはじめとする日本酒リキュールを販売アイテムの中心として様々な商品を展開しております。

近年では、日本酒造りで培った技術を活用し、「驚きと感動で世界中をワクワクさせる」のミッションのもと、お酒の新たな可能性を開拓すべく既存の常識にとらわれない新商品開発に挑戦し、消費者との共創を重要視し、「私たちの挑戦が世界の新たなスタンダードを創り出す」というビジョンの達成に向け、事業に邁進しております。また、日本の酒文化を世界に伝えるべく海外展開にも力を入れております。

2026年４月24日には東京証券取引所スタンダード市場に上場を果たし、当社は、さらなる成長に向けて投資家層の拡大及び株式の流動性の向上が重要であるという認識のもと、当社が上場する以前よりハンズオン支援を通じて経営支援を続けてきた日本成長投資アライアンス株式会社と当社株式の保有方針について継続的に協議してまいりました。その結果、同社が運営するJ-GIA2号投資事業有限責任組合及びJGⅡ（CAYMAN），L.P.が保有する当社株式について、株式の売出しを実施することといたしました。また、当社の大株主である元取締役につきましても、投資家層の拡大及び株式の流動性の向上という本売出しの趣旨に賛同し、本売出しに参加しております。

本売出しを実施することで、より広範な投資家の皆様に当社株式を保有していただく契機とするとともに、事業成長の基盤となる株主層を拡大し、引き続き企業価値の向上を目指してまいります。

なお、当社は、本日開催の取締役会において、株主還元の強化及び資本効率の向上を図るとともに、本売出しに伴う当社株式需給への影響を緩和する観点から、本売出しの受渡期日の翌営業日から32,000,000円及び40,000株を上限とする自己株式の取得を実施することを決議いたしました。自己株式の取得に関しては、本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意：この文書は、当社の株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

Ⅰ．株式の売出し

１．株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

（１） 売出株式の種類及び数　当社普通株式　860,000株

（２） 売出人及び売出株式数

J-GIA2号投資事業有限責任組合	750,700株
JGⅡ(CAYMAN),L.P.	87,600株
松浪　雄二	21,700株

（３） 売出価格　未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2026年12月３日(木)から2026年12月７日(月)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。）

（４） 売出方法　引受人の買取引受けによる売出しとし、ＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。引受人の買取引受けによる売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。

（５） 申込期間　売出価格等決定日の翌営業日。

（６） 受渡期日　2026年12月10日（木）から2026年12月14日（月）までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の５営業日後の日とする。

（７） 申込証拠金　１株につき売出価格と同一金額とする。

（８） 申込株数単位　100株

（９） 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長　吉田　佳代に一任する。

２．株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】１.をご参照）

（１） 売出株式の種類及び数　当社普通株式　128,900株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定する。

（２） 売出人　ＳＭＢＣ日興証券株式会社

（３） 売出価格　未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）

（４） 売出方法　引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるＳＭＢＣ日興証券株式会社が当社株主（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。

（５） 申込期間　引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。

（６） 受渡期日　引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。

（７） 申込証拠金　引受人の買取引受けによる売出しにおける申込証拠金と同一とする。

（８） 申込株数単位　100株

（９） 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長　吉田　佳代に一任する。

ご注意：この文書は、当社の株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1．オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、128,900 株を上限として、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるＳＭＢＣ日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、ＳＭＢＣ日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）につき、ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、2026 年 12 月 24 日（木）を行使期限として貸株人より付与されます。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から 2026 年 12 月 24 日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、ＳＭＢＣ日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社がグリーンシューオプションを行使する場合には、ＳＭＢＣ日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からＳＭＢＣ日興証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

① 売出価格等決定日が 2026 年 12 月３日（木）の場合、「2026 年 12 月５日（土）から 2026 年 12 月 24 日（木）までの間」

② 売出価格等決定日が 2026 年 12 月４日（金）の場合、「2026 年 12 月８日（火）から 2026 年 12 月 24 日（木）までの間」

③ 売出価格等決定日が 2026 年 12 月７日（月）の場合、「2026 年 12 月９日（水）から 2026 年 12 月 24 日（木）までの間」

となります。

ご注意：この文書は、当社の株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

２．ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関し、売出人である J-GIA2 号投資事業有限責任組合、JGⅡ(CAYMAN),L.P.及び松浪雄二並びに当社株主であるグッドフィールド・ビーチサイド株式会社、吉田佳代(戸籍上の氏名：濱渕佳代)、二宮充、高橋利光、桝永剛及び古澤幸彦は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社に対して、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売出価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はＳＭＢＣ日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

３．目論見書の電子交付について

引受人は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、原則として、書面ではなく、電磁的方法による目論見書に記載された事項の提供（以下「目論見書の電子交付」という。）により行います（注)。

（注）目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます。投資家は目論見書の書面による交付を選択することはできません。引受人が目論見書の電子交付を行う場合において、投資家から当該同意が得られないとき、また、当該同意が撤回されたときは、当該投資家に対しては目論見書の電子交付はできず、また、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおいては、当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ株式を販売します。

Ⅱ．主要株主の異動

１．異動が生じる経緯

2026 年 11 月 25 日開催の取締役会において決議しました前記「Ⅰ．株式の売出し　１．株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、当社の主要株主の異動が見込まれるものであります。

２．異動する株主の概要

（1）	名　　称	J-GIA2 号投資事業有限責任組合
（2）	所 在 地	東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
（3）	代表者の役職・氏名	無限責任組合員　日本成長投資アライアンス株式会社 代表取締役　立野　公一
（4）	事 業 内 容	投資事業

ご注意：この文書は、当社の株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

３．異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 （所有株式数）	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 （2026 年 11 月 25 日現在）	8,632 個 （863,280 株）	14.34％	第２位
異動後	０個 （80 株）	0.00％	－

（注）１．異動前及び異動後の大株主順位は、2026 年９月 30 日現在の株主名簿による株主順位をもとに記載しております。

２．異動前及び異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

３．異動前及び異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2026 年９月 30 日現在の発行済株式総数 6,023,920 株から議決権を有しない株式として単元未満株式 4,620 株を控除した株式数に係る議決権の数（60,193 個）を基準に算出しております。

４．異動後の議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合は、前記「Ⅰ．株式の売出し　２．株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しのためにＳＭＢＣ日興証券株式会社に対して貸出される上限数である 1,125 個（112,500 株）を控除して算出しております。

４．異動予定年月日

前記「Ⅰ．株式の売出し　１．株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の受渡期日（売出価格等決定日の５営業日後の日）

５．今後の見通しについて

今回の主要株主の異動による業績等への影響はありません。

以　上

ご注意：この文書は、当社の株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。